

(2) 公務上の負傷の認定

負傷は、身体に外力が加わったために発生するものであり、発生の時点についても通常明らかであるところから、発生した時点での公務遂行性がまず検討され、公務遂行性が認められれば、公務起因性についても同時に認められる場合がほとんどです。したがって、負傷の公務上外の認定は公務遂行性に重点が置かれ、使用者の支配下にあり、かつ施設管理下にあつて公務に従事し、又はそれに伴う一定の合理的な行為（生理的行為、反射的行為等）を行っている場合の災害は、公務起因性について反証事由（公務逸脱行為、私的行為、天災地変等の自然現象、偶発事象、私的怨恨等）がない限り、公務上となります。

しかし、休憩時間について使用者の施設管理下にあるときは、その支配下にあるので公務遂行性は認められますが、自由行動が認められているため、一般的に私的行為であるとされる場合が多く、公務起因性が認められないので、災害の発生に施設の管理瑕疵が介在している場合等を除いて公務上とはなりません。

さらに、出張中の場合は、使用者の包括的な支配下にあるとされ、個々の行為について公務との関連性の強弱を論ずることは実情に即さないことが多く、実際に無理な場合が少なくないので、積極的な私的行為にあたらぬ限り、その間の災害は公務上となります。

通勤途上は公務遂行性は認められないので、その間の災害は一般的には公務外となります。しかし、特別の事情のもとでの通勤（例えば、緊急用務のため急きょ出勤を命ぜられた場合）で、使用者の支配下にあると認められた場合の通勤途上の災害は、公務上となります。

その他厳密な意味での公務遂行性が認められない場合でも、職務遂行に伴う怨恨により、第三者の加害行為によって自宅で負傷した場合等は公務起因性が認められるので、公務上となります。

具体的には、基金の基準では次に掲げる場合に発生した負傷を公務上の災害として取り扱っています。ただし、故意又は本人の素因によるもの、その他公務起因性について反証事由がある場合は、公務上の災害とはなりません。

① 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた職務（地方公務員法（以下「地公法」という。）第39条の規定による研修及び同法第42条の規定による職員の保健のための健康診断の受診を含む。）を遂行している場合（出張の期間中の場合を除く。）の負傷は公務災害となりますが、上司の命令により、上司の引越しの手伝いを職員が行う場合や、職務上必要な訓練（例えば警察官の銃剣道訓練）を職員が自発的、個別に行う場合の負傷は公務上とはなりません。

② 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為、すなわち、業務待機中の行為、生理的必要行為、公務達成のための善意行為などを行っている場合の負傷は公務災害となります。業務待機中の行為は、その行為が業務待機中として著しく社会通念を逸脱したものでない限り、原則として業務との関係は解消されていないものとして取扱います。

生理的必要行為としては、用便のための往復路の構内通行行為、水を飲みに行く行為等が考えられます。

また、公務達成のための善意行為は、公務上の必要性のない道義的立場からの善意行為にあたる場合等は、原則として公務外とされます。

③ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務時間の始め又は終わりにおいて、職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合の負傷は公務災害となります。

準備行為とは、更衣、機械器具の点検、作業環境の整備等をいい、又、後始末行為とは、更衣、機械器具の整備・格納、作業環境の整備等をいいます。

④ 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合の負傷は公務災害となります。

⑤ 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎を含む。）を防護する行為を行っている場合の負傷は公務災害となります。

⑥ 出張又は赴任の期間中の負傷

出張用務の遂行中や旅館内においての通常の宿泊行為中及び旅行のための合理的経路（通勤場所 ⇨ 駅 ⇨ 目的地）上、又は旅行命令によらない場合であっても、公務の必要、天災等やむを得ない事情により変更された経路上にいる場合の負傷は公務災害となりますが、次の場合は公務上とはなりません。

ア 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

イ アに該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき

ウ 出張先の宿泊施設が法第2第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復途上にあるとき（往復の途上にある場合は、通勤災害の対象となります。）

⑦ 出勤又は退勤途上の負傷

次に掲げる出勤又は退勤（住居（イの場合にあっては、職員の居場所を含む。）又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下「通勤」という。）の途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）の負傷は公務災害となります。

ア 公務運営上の必要により特定の交通機関によって通勤することを強制されている場合の通勤の途上

イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又は予め出勤することを命ぜられた場合の通勤の途上

ウ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上

エ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上

オ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の通勤の途上

カ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上

キ 地公法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の通勤の途上

ク 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休暇に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の通勤の途上

ケ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りの変更されたことにより、勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の通勤の途上
コ アからケまでに掲げる場合の通勤に準ずると認められる通勤等特別の事情の下にある場合の通勤の途上

なお、コの具体例としては、次の場合があります。

- 特に命ぜられて、1時間以上早く早朝出勤する場合
- やむを得ない特別の事情により、特に命ぜられた出勤時間に遅刻の状態にある出勤途上の場合
- 通常の勤務が終了した後に4時間以上時間外勤務に服した後の退勤途上の場合

⑧ レクリエーション参加中の負傷

地公法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合（2以上の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。）、その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合（応援、準備運動を行っている場合を含む。）の負傷は公務災害となりますが、所属の親睦会が実施したソフトボール大会に参加している場合や、職員共済組合が委託を受けて実施した運動競技会等に参加している場合の負傷は公務上とはなりません。

⑨ 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備に不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの（①から⑥までに該当する場合のものを除く。）は公務災害となりますが、勤務を要しない日に私用で出勤した場合等公務遂行性が認め難いものは公務上とはなりません。

ア 所属部局が専用の交通機関を職員に通勤の用に供している場合において、当該通勤の途上にあるとき（⑦のアに該当する場合を除く。）

イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

ウ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

⑩ 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍において、当該宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷は公務災害となります。

宿舍としては、看護婦の寄宿舎、警察官の待機宿舎、その他特定の業務遂行のため職員の入居を義務付けた宿舎がこれに該当します。

⑪ 職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務の遂行に伴う怨恨によって第三者から加害を受けて発生した負傷は、公務遂行中であると否にかかわらず公務災害となりますが、公務遂行中であっても私的怨恨によって第三者から加害を受けて発生した負傷は公務上とはなりません。

⑫ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の負傷・疾病で療養中、機能回復訓練を行っているときに発生した負傷は、公務上となります。

⑬ その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

①から⑫までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷は公務災害となります。